

## 川越市バス・タクシー車内感染防止対策支援金 Q&A

(高速バス含む路線バス事業者)

- 1 今後新規に路線を新設する予定だが、本支援金の対象となるか。
  - 8月3日時点において認可を受けている路線が対象となるため、それ以降の新規路線は対象とならない。
  
- 2 最大運行車両数は、いつ時点のものとするればよいか。
  - 8月3日時点において認可を受けている路線で、運行している1日当たりの最大運行車両数とする。
  - なお、新型コロナウイルス感染症の影響でダイヤを減便（休止）している場合についても、減便（休止）している分の車両を最大運行車両数に含めてよい。
  
- 3 平日ダイヤと休日ダイヤで1日当たりの最大運行車両数が違う場合、どちらを最大運行車両数とするればよいか。
  - 1日当たりの最大運行車両数が多い方を採用してよい。
  - 例えば、休日ダイヤの方が1日当たりの最大運行車両数が多い場合はその車両数で申請すること。
  
- 4 現在、新型コロナウイルス感染症の影響により運行により、高速バスの運行を休止しているが、本支援金の対象となるか。
  - 8月3日時点において認可を受けていれば、本支援金の対象となる。
  - なお、運行再開時に感染防止対策に取り組む予定であることが必要であり、その旨を感染拡大防止対策計画書（様式第2号）に記載すること。

(タクシー事業者)

- 5 保有する車両数は、いつ時点のものとするればよいか。
- 8月3日時点において認可を受けている車両数とする。
  - よって、それ以降に増台した場合は、本支援金の対象とならない。
  - なお、保有台数については、認可時の申請の写しで確認する。